

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	移動式炉内計装系パーズ用窒素ガス供給元弁において、シートリーク（微量）が認められたため、当該弁を修理	D	
2	1号機	主蒸気隔離弁室局所空調機冷却水入口圧力計の元弁に固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	中性子源領域モニタ及び中間領域モニタのストローク調整において、中間領域モニタ（CH12）の選択スイッチ操作の際に、ストローク動作に不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
4	1号機	高圧注水系主ポンプ軸受排油温度計の点検において、ケーブル接続端子の固定台に亀裂が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	高圧注水系ブースタポンプ減速ギア温度計の点検において、ケーブル被覆部に亀裂及びケーブル末端の不良等が認められたため、当該部を修理	D	
6	1号機	タービン発電機回転子挿入時、回転子のリティニングリングと固定子側のコアバップル取付ボルト及びエンドダクトピースを接触させる不具合が認められたため、当該部を点検・修理	C	
7	2号機	中央操作室空調冷凍機（C2-1）の冷媒入口配管において、保温材の脱落が認められたため、当該保温材を点検・取付	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の現場操作盤内の御回路用ヒューズホルダに破損（1箇所）が認められたため、当該ホルダを点検・修理	D	
9	3号機	原子炉建屋給気処理装置内冷却コイルのドレン弁（2台）及びベント弁（2台）において、シートパス（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	原子炉建屋モータコントロールセンター（4C）下部の端子ボックス蓋の留め金に破損（1箇所）が認められたため、当該金具を修理	D	
11	4号機	原子炉給水ポンプ（B）駆動用タービンの制御機構収納部の点検扉において、留め金具にラッチ不良が認められたため、当該金具を修理	D	
12	4号機	運転中の電気油圧式制御装置用高圧油ポンプ（A）ポンプカップリング側軸受部において、油のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
13	4号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋の廃棄物移送容器液位指示計において、計装ケーブル（移送時、タンクローリー接続用）の芯線3本のうち1本に断線が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
14	4号機	「ドライウェル床ドレンサンブ液位高／低」の警報において、「液位低」警報の復帰時に設定値及びリセットスパンより液位が高くなっても復帰しない事象が認められたため、対応検討	C	
15	4号機	原子炉格納容器内ガス露点計ラックにおいて、ドライウェル露点計流量調整手動弁ハンドルに空回りが認められたため、当該ハンドル及び弁棒を修理	D	
16	5号機	所内ボイラ室内加熱蒸気系配管（廃液サージタンク凍結防止用）の保温材止め金具において、破損が認められたため、当該金具を点検・交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	屋外復水脱塩装置用硫酸タンクのレベル計において、指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
18	6号機	空気抽出器（A）第1段作動蒸気入口電動弁の駆動部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	6号機	補助海水系硫酸第一鉄注入タンク液位スイッチ（淡水入口弁開閉制御及び液位高警報用）において、動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
20	6号機	東側ヤードポンプ室南側洞道内サンプポンプの吐出弁及びブロー弁において、錆の付着による弁固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	集中環境施設	高温焼却炉制御用補助計算機において、同計算機の異常警報の発生及び予備計算機への切替りが認められたため、当該計算機を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで